

品目区分に関するFAQ

質問	回答
1 澱粉原料馬鈴薯はどの区分で報告すればよいか。	その後の使い道に関わらず、格付けした時点では馬鈴薯なので「野菜」として報告してください。
2 なたまめ茶は「その他豆類」か、「その他の茶葉」か。	農産の格付の場合は、まだ茶にはなっておらず、なたまめの状態なので、「その他豆類」として報告してください。加工の格付の場合は、茶になっているため、「その他の茶」として報告してください。
3 農産物の区分で、「その他豆類」に該当するものは具体的に何か。	「その他豆類」には、大豆以外の豆類が該当いたしますので、具体的にはいんげんやえんどう、そら豆等となります。
4 ブレンド茶について「その他の茶（紅茶、ルイボス茶等）」と「香料（ハーブティーを含む）」があるが、紅茶とハーブの両方が入っているものはどうすればよいか。	原材料として紅茶が多いものは「その他の茶」、ハーブが多いものは「香料」としてください。
5 畜産物加工食品が細分化されたことに伴い、「(36) 肉類加工品」と「(37) 畜産物加工食品」の違いはどのように考えたらよいか。具体的には、ハンバーグ、ローストビーフ、中華まんの3つ。	「(36) 肉類加工品」は主に（50%以上程度）肉類を原材料としている加工品、 「(37) 畜産物加工食品」は、(34)～(36)に当たらない畜産物の加工食品となります。 ハンバーグ、ローストビーフは(36)となりますが、中華まんについては畜産物の割合により、(36)、(37)、(39)のいずれかになります。 割合の明確な定義は定めておりませんので、認証機関の判断でかまいません。
6 畜産物のシートの「牛」には、部分肉も含むのか。	単にカットしただけの部分肉等も含まれます。